

保健センターだより

保健センター  
☎82-3111 (内線511)  
直通75-6230

# まもろうよ ところ

3月は  
自殺対策  
強化月間

3 すべての人に  
健康と福祉を



日本の自殺者数は平成10年以降、3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回り減少傾向が続いています。しかしながら、依然として、2万人を超える方が自ら命を絶っており、深刻な状況が続いています。また、我が国の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は主要先進7カ国の中で最も高い状況です。

もしもあなた自身や家族・身近な人が悩みや不安を抱えて困っている時には、気軽に相談できる場所があります。相談方法は電話やSNSなど色々な手段があります。

困っている時には誰かに相談してみませんか。

あなたの声を



聴かせてください

一人で悩んで  
いませんか？

電話相談



いのちの電話

勇気を出して  
まず一歩

SNS相談



まもろうよところ

検索

☎0120-783-556 (フリーダイヤル)

毎日 午後4時～9時

毎月10日 午前8時～翌日午前8時

☎0570-783-556 (ナビダイヤル)

毎日 午前10時～午後10時

相談窓口、ゲートキーパー、自殺対策の取り組みなどの情報をまとめた厚生労働省のサイトです。



## ハンセン病元患者ご家族への補償金制度について

令和元年（2019年）11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。法に基づき、対象となるハンセン病元患者のご家族の方々に補償金が支給されます。対象となる方は下記担当窓口までお問い合わせください。

### 対象となる方

平成8年3月31日までの間にハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方と家族関係にあったことがある方で、現在生存されている方が対象となります。

### 担当窓口

厚生労働省 健康局難病対策課 ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

電話番号 03-3595-2262

(月～金曜 午前10時～午後4時 土日祝日、年末年始を除く)

厚 労 省  
H P

